

●平成 30 年分所得税等の確定申告・平成 31 年度市県民税申告の相談日程など

申告にはマイナンバーカードなど本人確認書類が必要です。本人以外が家族の申告をする場合や郵送で提出する場合は、本人確認書類のコピーが必要です。お忘れのないようお願いします。

区分	受付期間・時間	場所（問合せ先）
税理士による 無料申告相談	2月13日（水）～15日（金） 9:30～11:30 13:00～15:30 ※状況により早めに受付終了することがあります。	アステシアかさい3階集会室 (社税務署 ☎0795-42-0223)
市職員による 申告相談	2月18日（月）～3月15日（金）の平日 9:00～16:00 ※2月27日（水）、3月6日（水） は受付時間を19時まで延長	加西市民会館コミュニティセンター3階小ホール (☎42-7030) ※市民会館での税務署職員の出張 相談は2月28日まで（受付時間9:30～15:30）
社税務署職員に よる申告相談	2月18日（月）～3月15日（金）の平日 9:00～16:00	社税務署 (☎0795-42-0223)

【対象者】

税理士による申告相談

- ①前年分所得金額が300万円以下の事業所得者、不動産所得者または雑所得者（譲渡所得がある方は除く）のうち基準期間の課税売上高が概ね3,000万円以下の方
- ②給与所得者および年金受給者（譲渡所得がある方は除く）

市職員による申告相談

- ①給与所得者および公的年金等受給者
- ②上記①以外の方で、概ね所得300万円未満の白色申告者（事業等の収入が約1,000万円未満である方）

【申告に必要なもの】

- ・本人確認書類（マイナンバーカード等）および認印
- ・所得税のお知らせハガキや通知書（送付のあった方）
- ・生命保険料、地震保険料等の控除証明書
- ・配当所得の支払通知書等（上場株式等の配当等に係る配当所得の申告をされる方）
- ・医療費控除を受ける場合は医療費控除の明細書または医療費通知書
- ・還付申告の場合は申告される方の振込口座が分かるもの（通帳やキャッシュカード等）
- ※新たに振替納税を希望される方は、申告者ご本人の通帳またはキャッシュカード・通帳届出印を持参ください。
- ・所得税または市県民税の申告書（送付のあった方）
- ・源泉徴収票（給与所得、年金所得がある方）
- ・国民年金保険料の控除証明書または領収書
- ・所得の計算に必要な帳簿書類

●所得税等の申告について

次の所得がある方は、確定申告が必要な場合があります。

- ・自営業、農業などの収入（事業所得、農業所得）
- ・空き地やアパート、貸間の収入など（不動産所得）
- ・土地や建物などを売った収入（譲渡所得）
- ・生命保険契約等の満期保険金等（一時所得）
- ・給与を1カ所から受けて年末調整が済んでいる方で、給与所得や退職所得以外の合計所得が20万円を超える場合（20万円以下の場合でも市県民税の申告は必要）
- ・平成30年中の給与収入金額が2,000万円を超える場合
- ※源泉徴収をされている方で医療費控除などの申告をされると、所得税が還付される場合があります。

【事業所得の収支内訳書を事前に作成してください】

事業所得（営業・農業）の収入および支出の内訳を事前に集計し、収支内訳書または青色申告決算書を作成してください。

【譲渡所得、青色申告、住宅ローン控除などの申告】

土地・建物や株式等の譲渡所得、青色申告、繰越損失、雑損控除、住宅ローン控除（1年目）、相続税、消費税および地方消費税、贈与税の申告は、社税務署になります。

【e-Taxで確定申告ができます】

自宅のパソコンからインターネットを利用して電子申告（e-Tax）をすることができます。詳しくはe-Taxホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp>）をご覧ください。

●市県民税の申告について

平成 31 年 1 月 1 日現在、市内に住所があり前年中に所得があった方（確定申告をする方やサラリーマン等で確定申告の不要な方を除く）は、市県民税の申告が必要です。また、国民健康保険や後期高齢者医療制度加入者は申告により保険税(料)が軽減される場合があります。なお、公的年金等の収入の合計金額が 400 万円以下で、

公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下の場合、所得税等の確定申告は不要ですが、市県民税の申告は必要です。また、公的年金等の収入金額が 400 万円以下でも医療費控除等がある場合は、市県民税の申告をしないと、それらが控除されずに平成 31 年度市県民税が計算されます。ご注意ください。

●要介護認定者のおむつ代の医療費控除・障害者控除

【要介護認定者に係る「障害者控除対象者の認定」】

平成 30 年 12 月 31 日現在、要介護認定者で「主治医の意見書」から寝たきり状態や重度の認知症状等が 6 カ月以上継続していることが確認できる場合は、申請により市が「障害者控除対象者認定書」を発行します。※詳細は長寿介護課(☎42-8788)にお問い合わせください。

【要介護認定者の「おむつ代」の医療費控除】

医師の発行する「おむつ使用証明書」があれば医療費控除の対象になります。2 年目以降は、要介護認定時の「主治医の意見書」で、該当する寝たきり度とおむつの使用を確認できる場合は、申請により市が「おむつ使用証明書」に代わる確認書を発行します。

平成 31 年度より配偶者控除等が変更

配偶者控除および老人配偶者控除

納税者本人の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合、配偶者控除および老人配偶者控除の適用がなくなりました。また、本人の合計所得額に応じて、右表のとおり控除額が逓減します。

	合計所得金額 (納税者本人)	市県民税 (控除額)	
		一般	老人
H30 年度以前	制限なし	33 万円	38 万円
H31 年度以降	900 万円以下	33 万円	38 万円
	900 万円超～ 950 万円以下	22 万円	26 万円
	950 万円超～ 1,000 万円以下	11 万円	13 万円

配偶者特別控除

配偶者特別控除を適用できる配偶者の合計所得金額が 123 万円以下に引き上げられました（平成 30 年度までは上限が 76 万円未満）。また、納税者本人の合計所得金額に応じて、下表のとおり控除額が逓減します。

平成 30 年度以前の控除額		平成 31 年度以降の控除額			
配偶者の 合計所得金額	納税者本人の 合計所得金額 1,000 万円以下	配偶者の 合計所得金額	納税者本人の合計所得金額		
			900 万円以下	900 万円超～ 950 万円以下	950 万円超～ 1,000 万円以下
38 万円超～ 45 万円未満	33 万円	38 万円超～ 90 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
45 万円以上 50 万円未満	31 万円	90 万円超～ 95 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
50 万円以上 55 万円未満	26 万円	95 万円超～ 100 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
55 万円以上 60 万円未満	21 万円	100 万円超～ 105 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
60 万円以上 65 万円未満	16 万円	105 万円超～ 110 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
65 万円以上 70 万円未満	11 万円	110 万円超～ 115 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
70 万円以上 75 万円未満	6 万円	115 万円超～ 120 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
75 万円以上 76 万円未満	3 万円	120 万円超～ 123 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円

※納税者本人の合計所得金額が 1,000 万円を超えると、配偶者特別控除は適用されません（改正前・後ともに）